様式第二十四（第十四条第一項及び附則第二条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第２項前段又は同法附則第３条第８項前段の規定により計画を通知します。

（略）

様式第二十五（第十四条第一項及び附則第二条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第２項後段又は同法附則第３条第８項後段の規定により計画を通知します。

（略）

様式第二十七（第十六条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第１項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第二十八（第十八条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の特殊の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第１項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

（略）

様式第二十九（第十八条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第１項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第18条第２項の規定により通知書を交付します。

（略）

様式第三十（第十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第24条第１項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第二十四（第十四条第一項及び附則第二条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第２項前段又は同法附則第３条第８項前段の規定により計画を通知します。

（略）

様式第二十五（第十四条第一項及び附則第二条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第２項後段又は同法附則第３条第８項後段の規定により計画を通知します。

（略）

様式第二十七（第十六条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第１項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第二十八（第十八条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の特殊の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第１項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

（略）

様式第二十九（第十八条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第１項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第18条第２項の規定により通知書を交付します。

（略）

様式第三十（第十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第24条第１項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）